

## II 取組結果

行動計画においては、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間の計画として、5つの施策の方向、24の推進施策、45の取組を位置付け、それぞれの所管課において358の事業を実施したほか、重点的に取り組む必要があるものについては、計画期間における重点的取組に位置付けました。

今回、行動計画の3年間の総合的な評価をするため、この間の実施状況及び達成度について、所管課に対する調査を実施しました。また、本計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定しました。5つの指標は、すべて川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査を出典としています。

これらの調査結果を踏まえ、推進施策ごとに取組状況を確認し、施策の方向及び重点的取組ごとに総合的な評価を行いました。

## 1 行動計画全体の取組状況と評価等

**施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援**

市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及するために、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策(1)～(3) 計 55 事業

B(=目標を上回って達成)：4 事業、 C(=目標をほぼ達成)：50 事業、

D(=目標を下回った)：1 事業

**成果指標**

条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
49.7% (子ども：11～17 歳)	59.7%	54.0%以上
38.3% (大人：18 歳以上)	42.3%	43.0%以上

設定の理由：子どもの権利について明示した条例を知っている市民が増えれば、子ども自身及び子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。

**〈取組状況〉****推進施策(1) 子どもの権利に関する広報**

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する普及啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

令和2(2020)年度までに、市内全区で「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催したこと、チラシや市政だより等で広報を重ねてきたことで、市民に広く事業について認識されるようになり、市民企画事業への新規団体の参加も増えました。

川崎市子ども会議では、定例の会議に加えて新たに「カワサキ☆U18」を開催し、多くの子どもの意見表明を担保することや、子ども会議を広報することができました。

子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるワークショップを継続実施し、新たに、ありのままの自分である権利等を学ぶ、性の多様性プログラムを小・中・特別支援校にて実施しました。

**推進施策(2) 子どもの権利学習**

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

子どもの権利学習検討委員会を毎年開催し、有識者や教職員から出された意見をもとに、現在の子どもの実態に合わせ GIGA スクール端末を活用するなど、取り組みやすいようにしました。

公民保育所等施設長及び職員を対象とした各種会議や研修において、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基づいた保育活動を推進しました。

子どもに関わる職員への研修では、子どもの権利を身近に感じられるよう、それ

それぞれの職場に合わせた内容でのワークショップを取り入れながら実施しました。

### 推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地域活動の実施に深刻な影響がありましたが、地域で子どもの権利を保障するための検討が進みました。

「すくすく子育てボランティア」の養成及びボランティア連絡会等の母子を支える地域の連携事業を実施するとともに、区役所等で実施する子育て家庭を支援する事業を強化しました。

青少年育成連盟による「中高生リーダー研修」への支援として、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなどの広報活動等を行うことにより、団体活動の活性化と相互の連携促進を図りました。またコロナ禍においても団体活動が継続できるよう支援しました。

各区で開催される子ども支援に関するネットワーク事業や子育てに関するイベントでは、コロナ禍においても、オンライン会議等を活用しながら市民や市民活動団体相互の連携とネットワークの構築を推進し、団体間で連携を深めることや市民が地域の子育て支援団体とつながることのきっかけとなっています。

### 〈総合評価〉

- 川崎市子ども会議の新しい取組として「カワサキ☆U18」を開催し、多くの子どもが意見を表明する機会になり、その様子をYouTubeで公開することで多くの市民に広報することができました。
- 子どもに関わる職場での研修では、その職場の状況に合わせた研修内容にすることで、子どもの権利を身近に感じてもらうことができました。
- 権利学習については、新たに「性の多様性プログラム」を設け、ありのままの自分での権利の保障や、相談につなげることができました。  
また、権利学習資料検討委員会を毎年開催し、有識者や教職員とともに見直しを行っています。GIGAスクール端末を活用できるようになり、子どもの実態に合わせて取り組みやすいように工夫ができました。
- 地域の子育て支援機関や団体と連携したイベントやネットワーク会議では、コロナ禍でもできることを検討するなど、積極的に連携し、意見交換や情報共有などをすることができました。

上記のような取組等を通して「施策の方向I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援」を推進すること、具体的には市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及することや子どもの権利に関する啓発イベントや広報を実施すること、子どもの権利の学習機会の推進することに寄与しました。

しかし、成果指標として設定した、「子どもの権利条例」を「知っている」「聞いて

たことがある」と回答する市民の割合については、子ども、大人ともに増加したものの、大人は目標を達成することができませんでした。

子どもの権利を保障していくためには、特に、大人に対して子どもの権利の認知度を上げる取組の方法を改めて検討する必要があります。

### 〈委員会の意見〉

**推進施策（1）**「かわさき子どもの権利の日のつどい」は、毎年異なる区を巡回して開催し、開催地区での広報を強化することで、子どもの権利の日を市民へ周知することと、新規参加団体の増加につながっている。また市立図書館や子ども夢パークと連携したことで、参加者以外にも広く知ってもらう機会となったことは評価できる。今後もさらに参加者数を増やすための改善や、「子どもの権利条例」との関連性を整理すること、参加者が条例の事を理解し心に残せるようにする取組が必要であると考えます。

また、小・中・高等学校の全児童生徒と各施設へのリーフレットの一斉配布も、毎年同時期に配布し続けることにより、子どもの権利の普及啓発に一定の効果を上げてきたといえるが、子どもだけではなく、大人向けに広く関心を持ってもらうための、効果的な広報の仕方も早急に検討してもらいたい。

ワークショップなどで、「安心・自信・自由」について学び、子どもを暴力から守ったり、子ども自身が暴力から守られる存在であることを知る機会はとても重要だが、そのことと子ども自身が持つ権利についての理解が深まっているかは同じとは考えにくい。子どもの権利について、子どもや保護者・教職員が同じ理解ができるような取組を期待する。

**推進施策（2）**子どもの権利について理解が深まるよう、親や子どもだけでなく、教職員など子どもに関わる施設の職員に向けて、様々な取組を行っていることは評価できる。

学校、施設職員、行政職員等、指導者に対しての研修等を、さまざまな工夫をして行っているとは思いますが、参加した人が理解し行動しているかはわからないため、研修に参加しただけでなく、その後に繋がることのほうが重要であると考えます。研修に参加していない職員などへ、研修の内容を共有し、職場全体で理解度を深めることが必要なのではないか。さらに、子どもたちに興味を持ってもらうことや、理解を深めてもらうための方法が指導者に問われる。これからの事業に期待する。

**推進施策（3）**地域全体の子育てグループのネットワーク化、オンライン会議の利用、アプリの活用等、コロナ禍で色々と制限がある中、子ども・子育てに関わる団体や、関係機関との情報交換や交流会を継続し、連携を深め続けたことは大いに評価できる。

事業の実施状況を見ると、事業によっては、3年間同じような内容を繰り返している事業もある。繰り返し実施することに効果があるのか、検証する必要があると感じる。大人たちが自ら子どもたちと一緒に楽しめるような事業である

ことが望まれる。また、市民活動団体等、地域住民の参加においては、自主的で積極的な参加であることが重要だと考える。それが、団体や地域組織の新たな担い手探しにもつながるのではないか。子どもの権利保障の視点を持ちながら、新しい取組かたを検討してもらいたい。

**【今後の方向性】**

子どもの権利の日に関連した市民企画事業において、子どもの権利とどのように関連しているのかを、企画者が意識し参加者に伝わるよう工夫していきます。

各研修や、地域の子育て支援機関や団体と連携したネットワーク会議等において、子どもの権利の視点を考慮して事業に取り組んでもらえるよう検討していきます。

## 施策の方向 II 個別の支援

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策(4)(5) 計 49 事業

B (=目標を上回って達成) : 1 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 46 事業、

D (=目標を下回った) : 2 事業

### 成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「ときどき思う」と回答する割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
80.3% (子ども : 11~17 歳)	89.7%	83.0%以上
75.2% (大人 : 18 歳以上)	79.9%	77.0%以上

設定の理由 : 子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合いが推測できるため。

## 推進施策 (4) 個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

外国につながる子どもやその保護者に対しては、保育所等職員が多様な文化背景を学ぶ研修を通して理解を深めることができました。また、日本語を母語としない母子が安心して育児ができるよう、外国語版母子手帳の交付や必要な情報提供を行いました。

性的マイノリティへの支援の取組では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多くのイベントが中止になるなどしましたが、パネル展示や、関係団体のリーフレット等の配布を行うなど、人権意識の普及活動を行いました。また、「性の多様性プログラム」の実施やリーフレットの配布を通じて性的マイノリティへの理解を深めました。

障害のある子どもに対しては、障害者総合支援法等に基づくサービスの充実や点字版も含めた冊子による情報提供を行いました。また、コロナ禍の影響により不調を訴える児童が多く、全ての需要には対応できませんでしたが、必要に応じてカウンセリングを実施しました。

児童養護施設等に入所する子どもや里親に委託した児童に対しては、「子どもの権利ノート」の配布や説明を行い、児童の権利保障を図りました。

学校や家庭以外の居場所を作り、子ども同士の交流や社会参加等の支援を行うことができました。

### 推進施策（５）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

多文化共生社会の実現に向け、民族文化講師の派遣により、さまざまな国の文化体験をすることで、互いの文化の違いや良さを認め合う意識の向上を図り、外国籍の児童生徒の人間関係づくりを推進しました。

ゆうゆう広場では、心理学や教育について学ぶ学生にメンタルフレンドとして参加してもらい、子どもたちが安心して過ごせるように、寄り添い見守る体制の充実を図りました。

かわさき共生＊共育プログラムにおいて、いじめ・不登校未然防止や人権プログラムを充実させるとともに、新たに「SOS の出し方・受け止め方教育」を追加し学校での教育活動の充実を図りました。

### 〈総合評価〉

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多くのイベントが中止になりましたが、工夫を講じながら、さまざまな状況に置かれている子どもに応じた支援に取り組むことができました。コロナの影響により不調を訴える子どもが多く、全てに対応することが難しい状況がありましたが、必要に応じてカウンセリング等を行い、個別に対応しました。
- 新たに「SOS の出し方・受け止め方教育」を実施し、子どもがより相談しやすい環境づくりに努めました。

上記のような取組等を通して「施策の方向Ⅱ 個別の支援」を推進すること、具体的には子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもに置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努めることや、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ることに寄与しました。

成果指標として設定した、子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「ときどき思う」と回答する割合については、子ども、大人ともに目標を達成することができました。

今後もさらに共生社会の実現のための取組を推進していきます。

### 〈委員会の意見〉

推進施策（４）コロナ禍により事業自体の中止を余儀なくされた時期もありながら、オンラインでの開催や感染対策を講じての開催など、さまざまな工夫をしながら継続してきたことは評価できる。

しかし、長期に渡るコロナ禍の影響は計り知れない。障害のある子どもの中で、不調を訴える児童が多かったということからも、弱い立場にある子どもたちにその影響が大きく現れる可能性がある。この３年間の課題を多くの機関で共有し、地域の実情に合わせた支援のあり方を意識しつつ、今後の事業に取り組む必要が

あるだろう。

推進施策（5）子どもたちの多文化体験を通じての人間関係づくりや、不登校の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりのほか、かわさき共生＊共育プログラムによる全市立学校での「SOSの出し方・受け止め方教育」など、新たな取組も行われている。

しかし、子どもたち一人ひとりに寄り添った相談体制や支援者の意識の醸成には、課題があると言える。

児童相談所、一時保護所に入所している子どもなど、複雑な背景を持つ子どもについては、コロナ禍による影響も大いに気になるところだが、評価書からは状況が読み取れない。

また、外国につながる子ども、性的マイノリティ、障害のある子ども、児童養護施設等に入所する子どもなどへの支援に際しては、その子どもに関わる大人、特に保護者への支援が重要である。

保護者が孤立することなく必要な情報・支援につながることで、子どもの救済につながる。これは不登校の子どもについても同様である。

#### [今後の方向性]

外国につながる子どもやその親への支援について、地域ごとのニーズに合わせて、一層の充実を図っていきます。

性的マイノリティに関する学習や相談事業を引き続き実施していくとともに、イベント等に参加し、積極的に周知していくことで、理解の促進をしていきます。

障害のある子どもやその家族に対し、ニーズに合わせた支援や相談を行い、より一層対応できるよう検討していきます。

また、相談対応件数が増えているため、必要に応じて関係機関との連携や情報共有の強化を進めていきます。



### 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

※育ち・学ぶ施設とは、条例では、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設としています（条例第2条第1項第2号）。

推進施策(6)～(16) 計 182 事業

B (=目標を上回って達成) : 4 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 168 事業、

D (=目標を下回った) : 9 事業、 E (=事業の廃止) : 1 事業

#### 成果指標

条例を、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
22.6%	17.6%	13.0%以下

設定の理由：子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進され则认为ることができるため。

#### 〈取組状況〉

##### 推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

保育所を利用する親等に対して、子どもの権利に関するパンフレットの配布と説明を行うことで意識向上を図りました。また、子どもの権利の日事業や区のイベント・小学校入学説明会などでの資料配布等により、親等の学習の機会につなげました。

##### 推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

子育て世代に協力してもらい子育てガイドブックを作成し配布することにより、子どもや保護者に関するさまざまな事業や制度についての情報を提供し、各事業の利用を促進しました。各区で発行する子育てに関する情報誌を通じて、子どもの養育を支援する情報提供を行いました。また、公立保育所の園庭解放などは、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催が困難な状況もありましたが、実施方法を工夫してできることを継続することで、子育ての孤立感等の解消に努めました。

子どもの発達支援事業、多胎児育児支援事業など各地域で子育てを支援するさまざまな取組を行いました。令和4（2022）年までに市内4か所に発達・相談センターを新たに設置し、相談支援体制の強化をしました。

乳幼児や障害のある子どもの親など、多様な悩みを抱える親に対する事業について

ては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら支援しました。

養育が困難な親等への支援について、ひとり親家庭への相談支援事業、子どもの発達支援事業等も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、親等の状況に合わせた相談支援の取組を行いました。

#### 推進施策（８）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、男女共同参画センター事業やワーク・ライフ・バランス推進事業で開催する就労継続に関する子育て期の男女の支援講座により、仕事と家庭の両立に向けた支援を行いました。

#### 推進施策（９）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行うことで、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めました。

児童虐待防止に向けて、本庁、区役所、児童相談所等の関係機関の連携を深めて適切な相談支援を実施しました。

児童虐待防止センター事業において、虐待通告及び子育ての不安や悩みへの適切な相談支援により、虐待の早期発見、早期対応に努めました。

11月の児童虐待防止月間を中心に、サッカーチーム川崎フロンターレとの連携による啓発イベントにおいて、児童虐待防止の広報を行いました。

#### 推進施策（10）育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

こども文化センターや子ども夢パークにおいて、利用者である子どもの意見を施設の管理運営やイベントの企画運営に反映し、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備しました。

保育所において、定期的な安全点検や会議を通じて、安全管理についての職員の意識向上を図りました。

学校において、トイレの快適化及び、エレベーターの設置によりバリアフリーを推進するため整備しました。また、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア、地域交通安全員等の配置と活用により、防犯対策や通学路の見守り活動を実施しました。

**推進施策（11） 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等**

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

児童相談所、保育所、学校等において、子どもの権利に関する各種職員研修の実施、体罰等に関する冊子を用いた研修を実施し、子どもへの虐待及び体罰の防止についての職員の意識の向上に努めました。

体罰等の相談に対応する電話相談ホットラインなどを案内する相談カードについては、メールでの相談がしやすいよう2次元バーコードを記載するなどの変更を行い、全児童生徒へ配布しました。また、「子どもの権利ノート」を児童養護施設等へ入所する子どもへ配布し、子どもが要望を伝えやすいように用紙の変更などを行いました。

**推進施策（12） 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等**

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

希望する小学校や中学校に講師を派遣して「子どもワークショップ」を開催することで、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけ、自分や他者の権利の大切さを知ることができるよい機会となっています。また、誰かに相談することの大切さも学ぶことができ、いじめや虐待の早期発見につながっています。また、権利に関わる学習が各学校等で効果的に行えるよう、実践的な事例を紹介する研修を行いました。

支援教育コーディネーターが中心となって校内支援体制を整え、専任化し、多様な教育的ニーズのある児童への支援について、保護者とも相談しながら、必要に応じて関係機関と連携するなど適切に対応しました。

スクールソーシャルワーカーにおいては、需要の高い地域に増員配置し、支援を求める子ども及び保護者について、必要に応じて関係機関と連携しながら課題の解決を図りました。

**推進施策（13） 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理**

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

保育所において、園内研修を通じて、子どもや保護者に関する情報の扱いや個人情報の適切な管理について周知徹底を図りました。

学校、児童相談所において、相談記録等の個人情報の適正な管理や子どもの処遇に関する適正な手続きに配慮し、子どもの権利擁護に努めました。

**推進施策（14）地域における子育て及び教育環境の整備等**

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

子どもが地域の中で安全安心に過ごせるよう、防犯用具の貸与等を行うことにより通学路での見守りボランティアの活動を支援するとともに、青色回転灯装着の公用車でのパトロールを平日ほぼ毎日実施しました。

各区の幼・保・小連携事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ため中止することもありましたが、資料配布やオンライン開催など工夫をして連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援しました。

地域の寺子屋事業では、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけて地域の寺子屋を55か所から89か所へと増やしました。目標値の93か所は下回ったものの、子どもたちと地域の大人、親子や異学年の交流を促進しました。

**推進施策（15）子どもの居場所の確保**

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

地域で活動をする団体等と、情報共有や相互協力をし、子ども・子育て支援を推進しました。

学習支援・居場所づくり事業の実施により、生活保護受給世帯等の小中学生の高校等進学を支援しました。

子ども夢パークにある「フリースペースえん」や、こどもサポート・ゆうゆう広場において、子どもの参画のもと、さまざまな企画や講座を開催したほか、個別学習支援等を通じて、不登校の児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりに取り組みました。

**推進施策（16）地域における子どもの活動の支援**

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

行政区及び中学校区地域教育会議において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、それぞれの方法で子ども会議を開催し、文化・スポーツを通じた子どもの交流を促進したほか、子どもの意見表明や権利学習を支援しました。子ども会議を継続実施することで、子どもたちはもちろん、活動を支える地域の大人にとっても子どもの権利について認識する機会となりました。

**〈総合評価〉**

○親等が安心して子どもを養育できるよう、冊子やホームページ等で子どもの権利や子育てに関する情報を発信することができています。特に、各区の子育て情報誌等の製作過程には、地域の子育て世代に協力してもらい、より地域に密着した情報の提供ができました。

○地域療育センターにおいて、障害及びその疑いがある子どもとその保護者に対

して、専門的かつ総合的な支援を行いました。また、社会的に障害に対する認識の高まりにより、相談件数が急増していた課題に対して、新たに子ども発達・相談センターを市内4か所に開設し、相談体制を強化しました。

○父親の子育て体験講座においては、コロナの影響で開催できない期間には、実践動画の配信や、専門職による子育てアドバイスを市のウェブサイトに掲載しました。また、感染症対策を講じ対面で開催し、父親の育児参加を促すことができました。

○ひとり親家庭の支援者向け講座を実施し、制度やサポートガイドブックについて周知したところ、関係機関でも活用してもらえる効果が出てきています。また、相談対応件数や就労に関わる講座の受講者も増加し、多くの一人親家庭に生活・就労支援ができました。

○さまざまな悩みを抱える親に対しての各種サービスが提供できています。当事者同士の交流や、関係機関と連携し地域で子育てを支えています。

○こども文化センターや各区役所等で、子育てを支援する企画等を実施しました。コロナ禍により、開催方法や回数等の制限をせざるを得ないこともありましたが、保護者やボランティア等が交流し、子どもや家庭のニーズに合わせた支援につなげることができています。

○さまざまな講座を通して、自分自身を大切にしながら、仕事と子育てを両立するため、ワーク・ライフ・バランスの取組や考え方の普及啓発をしました。

○こども文化センターや、子ども夢パーク、学校などで、子どもの意見を聞きながら、遊んだり学んだりする環境を整備しました。

○防犯対策事業や交通安全推進事業など、地域で子どもを守る取組が行われています。子どもの安全を守る地域の支援員などが、コロナ禍でも活動できるよう支援等を行いました。

○各区幼・保・小連携事業や、小中連携教育推進事業では、コロナ禍でもオンライン開催や資料配布などを通して、関係団体との連携を図り、一人ひとりのニーズに合わせた支援を円滑につなげることができました。

上記のような取組等を通して「施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障」を推進すること、具体的には家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう支援していくことに寄与しました。

しかし、成果指標として設定した、条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合については、減少したものの目標を達成することができませんでした。

また、普段子どもと関わったり、支援するとき子どもに権利や条例の内容を意識して関わっているかという問いに対して、「意識している」と回答した職員は49.2%でした。(第8回子どもの権利に関する実態・意識調査で新設した質問)

今後も、職員の理解を深めるために、パンフレットの配布や研修等の取組を継続

的かつ積極的に推進していきます。

### 〈委員会の意見〉

**推進施策（6）** 保育所・小学校において親への普及・啓発を行ったのは評価でき、継続してほしい。その一方で、幼稚園等では行われていないのだろうか。すべての親に届けるのであれば、幼稚園等でも実施を検討して欲しい。平和や人権学習についても継続して欲しい。

**推進施策（7）** 様々な方法で当事者を巻き込んで子育てガイドブック等を作成したり、相談事業を行っていることは非常に評価できるので、今後も続けていただきたい。ただ、そうした時に、養育に困難な家庭（経済的、虐待的、言語問題を抱える等）にも届いていたのかが気になる。もし、対応していなければ対応して欲しい。ひとり親家庭への支援は、重要と考えるので、継続して欲しい。また里親同士の交流も重要だが、里子同士の交流も重要と考えられるため、ぜひ実施を検討して欲しい。

**推進施策（8）** 研修をすることは必要だが、その後どの程度の効果があったのかがわからない。研修の追跡調査や効果測定をして欲しい。意識は変わったのか、育休はどのくらい取れたのか等が重要ではないだろうか。

**推進施策（9）** 様々な取組がなされていることは評価できる。虐待は啓発活動等で止まることもあるだろうが、虐待をしてしまう親の多くは被虐待経験があるなど、親への支援が必要である。今後は親への支援の充実についても検討して欲しい。

**推進施策（10）** こども文化センターや子ども夢パークにおいて、子どもの意見を尊重した企画運営を行っている点は非常に評価できる。ただ、困難を抱えた子ども等、学ぶことが厳しい子ども達も存在する。そうした子ども達が学べるような支援も行って欲しい。

**推進施策（11）** 様々な取組が行われていることは評価できる。職員が虐待をする背景等を研修に組み入れていなければ、取り入れて欲しい。虐待をする職員については、労働環境の悪さや専門性の欠如等が指摘されている。冊子を使った研修のみならず、根本的な意識等への取組が必要である。また、相談カードの配布なども必要と考えられるが、そもそもあまり利用されていない現状を見ると、相談方法や相談体制を根本的に変えていくことが必要ではないか。スクールソーシャルワーカーの配置も拡充されているようだが、川崎市には6歳から17歳（小学生から高校生）の人口が、14万人を超えることを考えると11名では足りないのではないか。

**推進施策（12）** 様々な取組をしている点は評価できる。しかし、いじめの加

害者は様々な背景から、いじめを行うに至っている。予防に取り組むのであれば、困難を抱える子どもへの早期対応・予防が必要である。そのスキルを向上できるよう、研修等の実施を早急に検討して欲しい。

**推進施策（13）** 保育所、学校、児童相談所等における個人情報の適切な管理については、職員個々の意識向上が図られてきている。今後も、子どもの最善の利益が損なわれないよう研修を徹底し、意識を高めていくことが必要である。

**推進施策（14）** 様々な取組が実施されており、評価できる。特に身体面だけでなく、心理的な面からも安全な子育て、教育環境を整備しようとしていることは評価できる。寺子屋の数も増えていることは評価できる。今後は、当事者からのフィードバックなどを行い、支援の資質向上に取り組んで欲しい。

**推進施策（15）** 様々な取組が行われており、評価できる。今後も継続して欲しい。

**推進施策（16）** 子どもの参加が取り入れられて、評価できる。今後も継続して欲しい。

#### [今後の方向性]

事業を進める上で、子どもや保護者等の当事者の意見を取り入れる際に、様々な困難を抱える子どもや保護者の意見も聞けるよう配慮していきます。

また、事業の効果についての調査も含め、より良い事業になるように検討を進めていきます。

### 施策の方向Ⅳ 子どもの参加

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策(17)～(22) 計 55 事業

B (=目標を上回って達成) : 2 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 48 事業、

D (=目標を下回った) : 4 事業、 E (=事業を廃止) : 1 事業

#### 成果指標

地域の話し合い(子ども会議、学校教育推進会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
70.6% (子ども: 11～17 歳)	78.9%	60.0%以下

設定の理由: 地域の話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されることが考えられるため。

### 〈取組状況〉

#### 推進施策(17) 子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

子ども会議では、新たに「カワサキ U☆18」を実施し、幅広い子どもに参加してもらい、意見表明及び社会参画を促進しました。地域教育会議においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、活動に深刻な影響がありましたが、地域で子どもの権利を保障するための検証が進みました。

その他の子ども参加事業において、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止する年度もありましたが、オンラインを活用するなど、感染対策を講じながら概ね実施することができ、子どもが社会に参加する機会の保障に努めました。

#### 推進施策(18) 子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

川崎市子ども会議を定期開催することに加え「カワサキ U☆18」を開催し、より多くの子どもの意見表明・社会参画する機会を設けることができました。子ども会議の円滑な運営のため、先輩サポーターからOJTによる研修を行い、進め方や子どもの権利についての理解を深め、子ども会議の運営を支援しました。



**推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり**

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

子ども夢パークにおいて、子どもが中心となった委員会を組織し、子どもの意見を反映させて子ども自身が運営を行う、「こどもゆめ横丁」、「夢パまつり」、「KUJI ROCK」等のイベントを開催しました。コロナ禍でイベントが縮小・中止される中、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援しました。

**推進施策（20）自治的活動の奨励**

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

学校における生徒会活動では、活性化を図るために、「拡大要請訪問」や「特別活動部会総会」等さまざまな機会を通じて、生徒一人ひとりの発意や発想を生かすことの重要性を伝え、子どもの参加する権利が保障されるよう努めました。

**推進施策（21）より開かれた育ち・学ぶ施設**

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

保育所における利用者説明会において、保護者に保育方針、子どもの権利保障への取組等について資料配布やオンラインにて説明し、保護者との面談など意見を出せる場を設けて利用者の意見を取り入れた保育所運営を図りました。

各学校における学校教育推進会議等を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら開催し、子どもの参加活動を促し、保護者や地域の住民に子どもの意見が伝わる機会を設けました。

**推進施策（22）子どもの意見の尊重**

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会等を開催し、施設運営や行事の内容等に子どもの意見を反映させることで、子どもの意見表明、参加を促進しました。

**〈総合評価〉**

○新たに「カワサキ U18」を開催し、1回でも参加できる機会を設け、より多くの子どもに参加することや意見表明する機会を保障できました。

○令和3（2021）年度までに、市立小学校全校で「パラスポーツやってみるキャラバン」を実施し、令和4（2022）年度からは開催場所を市内施設に広げ開催することで、パラスポーツへの関心を高めることや、障害に対する理解を深めることにつながりました。

○地域で文化・スポーツなど、社会体験ができる事業を多岐にわたり開催し、子どもが社会に参加する機会の保障につながりました。

○子どもが育ち・学ぶ施設や地域の活動に参加できるよう、市政情報やイベント情報等を関係部署がウェブサイト等で分かりやすく提供することができました。

○子ども夢パークにおいて、スタジオの利用についての協議や、こどもゆめ横丁等の企画について、子どもの自主的・自発的な参加活動を支援しました。

上記のような取組等を通して「施策の方向Ⅳ 子どもの参加」を推進すること、具体的にはさまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援することに寄与しました。

しかし、成果指標として設定した、地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合については、目標を達成することができず、計画策定時よりも更に増加しています。

また、学校の行事や話し合いに参加したことが、令和2（2020）年度の調査では、「ほとんどない」と回答した子どもは5.0%で、「ない」と回答した子どもは、3.1%で、今回の調査では、「ほとんどない」と回答した子どもは5.4%で、「ない」と回答した子どもは、2.1%と、その点の変化はあまり見られませんでした。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響も大きいと考えますが、子どもの参加・意見表明の促進の方法を改めて検討する必要があります。

#### 〈委員会の意見〉

**推進施策（17）** 新型コロナウイルス感染症拡大の中、様々な工夫をしながら子どもの参加する機会の保障および拡大に努めてきたことは非常に評価できる。とりわけ新たに試みた「カワサキ☆U18」の開催において幅広い子どもの参加と意見表明の場になっていると思われる。今後も学校との連携を図りながら多くの子どもが市民として地域づくりに参加できるように進めてもらいたい。また、市政等への子どもの意見がどのように反映されているかについて、子どもに積極的に知らせるなどの取組をさらに進めてもらいたい。

**推進施策（18）** 子ども会議の円滑な運営のための工夫がなされてきている。子ども会議の活動を通して、子ども自ら参加の意義を実感できるような取組を更に進めてもらいたい。

**推進施策（19）** 成果を上げている取組を継続していくとともに、今後も、子どもだけで安心して自由に利用できる拠点づくりと、その中で子どもの自主的、自発的な参加活動への支援に更に取り組んでももらいたい。

**推進施策（20）** 今後も育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子ども参加を促進するための取組を一層進めてもらいたい。とりわけ生徒会活動の活性化のため、生徒会活動の実態調査、生徒会活動の支援、生徒会や校外の団体との交流、学校の中での意見表明の機会の保障、学校運営への反映など、より具体的な取組を推進する必要があると考える。

**推進施策 (21)** 今後も育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他の地域の住民にとってより開かれたものとなるため更に取り組んでもらいたい。様々な子どもに対して、意見を聴かれる権利が保障できるような仕組みを導入するなど努めてもらいたい。

**推進施策 (22)** 今後も子ども運営委員会などを継続していくとともに、より多くの子どもの声や意見が反映できるような取組を進めてもらいたい。また子どもの声や意見が実際施設の運営にどのように影響しているか子どもに知らせるなどの取組を通して子ども参加をより促してもらいたい。

### [今後の方向性]

市政に対する子どもからの意見がどのように反映されているのか、子どもたちにわかりやすく知らせるための取組を検討していきます。

生徒会活動の活性化を図るために、実践例等を共有し、生徒が自発的かつ主体的に活動できるよう支援していきます。

育ち・学ぶ施設が子どもだけでなく、地域に開かれた居場所になり、子どもを含む地域住民の意見を聴き反映できるような取組を進め、その意見がどのように反映されているのかについても、わかりやすく知らせるように検討していきます。

### 施策の方向V 相談及び救済

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策(23)(24) 計 17 事業

C(=目標をほぼ達成) : 17 事業

#### 成果指標

困ったり悩んだりしたときにどの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

計画策定時	現状	計画期間の目標値
52.4% (子ども : 11~17 歳)	63.3%	47.0%以下

設定の理由 : 子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。

#### 〈取組状況〉

##### 推進施策 (23) 人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害について相談及び救済を行います。

安心して相談ができて簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするることにより、周知及び利用促進を図りました。

##### 推進施策 (24) 関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

それぞれの特性に応じた相談窓口を設置し、子どもの権利侵害の状況に配慮した相談及び救済を行いました。

全市立小学校の児童に対して、「24 時間子供 SOS 電話相談」の案内カードに 2 次元バーコードを表示し配布することで、より相談しやすいよう努めました。

市ホームページ上のこどもページにおいて、関係各部署と連携し、イベント・相談窓口の情報などを発信しました。

#### 〈総合評価〉

○人権オンブズパーソンにより、子どもの権利侵害について、相談者一人ひとりの状況等を適切に把握し、相談者に寄り添った支援をすることができています。また、小・中学校で子ども教室を開催し、オンブズパーソンを身近に感じてもらい、相談機関としての周知をしました。

○子どもが相談しやすいように、WEB サイトの子どもページや、カードを毎年配

布し、2次元バーコードを掲載するなどの工夫をしています。また、関係機関と連携し情報共有することで、多様な相談に対応することができました。

上記のような取組等を通して「施策の方向V 相談及び救済」を推進すること、具体的には子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行うことに寄与しました。

しかし、成果指標として設定した、困ったり悩んだりしたときに、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合については、目標を達成することができませんでした。

コロナ禍の影響により、人との関わりが希薄になり、子どもが困ったり悩んだりしても相談することにつながらないとも考えられますが、子どもの権利の救済のため、子どもの生活が多様化する中でも、相談しやすい環境を整えていく必要があります。

#### 〈委員会の意見〉

**推進施策 (23)** 具体的な取組としては、①子どもの権利侵害に関する相談を受け付けて適切な助言や支援を行うこと、及び②人権オンブズパーソン制度の啓発物(相談カード・パンフレット・ポスター・動画等)を作成・配布・放映したり、③人権オンブズパーソン及び専門調査員が学校等を訪問して、いじめや人権に関する話をし、同制度や相談事例の紹介をしたりして同制度の周知を行うことが挙げられる。

①については、毎年子どもや保護者等から相談を受け付け、いじめや虐待といった権利侵害等に継続的に対応している点は評価できる。他方、平成23(2011)年及び平成24(2012)年には相談件数が200件以上であったのに対し、以後相談件数が減少している。また、令和元(2019)年までは110件以上の相談を受けており、年度によっては前年度と比べて相談件数が増えることもあったのに対し、令和2(2020)年には90件、令和3(2021)年には89件、令和4(2022)年には78件と減少しており、相談件数も100件を切り、減少状況もとどまるところを知らない。

相談件数のみで取組状況の評価をすべきではないが、相談件数の減少はすなわち相談・救済につながる機会の減少を示すものであり、相談件数の減少に対しては更なる対応が必要である。相談件数の減少の原因を究明するとともに、子どもの意識やライフスタイルの変化、家庭状況等の子どもを取り巻く環境を踏まえて、より多くの子どもが相談できるよう適切な工夫をより進めていただきたい。

特に、令和4(2022)年6月に川崎市子どもの権利委員会が作成した「子どもから見た子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方(答申)」提言3において「相談担当者に親近感をもってもらうこと」が挙げられている点を重視いただきたい。

同提言においては、一点目として、子どもからすると知らないおとなへの相談

はハードルが高いこと、相談に至る前提として、子ども自身が相談相手や相談の場に対して実感を伴う形で信頼できるようになるプロセスが大切であることをふまえ、これまで以上に相談事業の周知の際に担当のオンブズパーソンの紹介も合わせて行うなど、相談相手に親近感を持ってもらうべきである旨述べられている。また、二点目として人権オンブズパーソン相談の機会が毎日設けられてはいないこと、人権オンブズパーソンが市民の数に比べて少ないことを踏まえ、人員を増やし、相談機会の増加が必要である旨述べられている。

担当部局においては従前の取組では不十分であることを意識して更なる取組を行っていただきたい。

②について、人権オンブズパーソン制度の連絡先を記した子ども相談カードを市内の全ての小・中・高等学校の全児童・生徒に配布し、同制度のパンフレットを保護者等に配布し、ポスターを学校等に掲出した上、同制度のPR動画をアゼリアビジョンやYouTubeで放映するといった取組が見られ、一定の啓発活動を行っていると感じられる。今後も取組を継続しながら、上記①に関して述べたように、より多くの子どもが相談を行えるよう、一層の活動を期待する。

特に、相談担当者に親近感をもってもらうという点に関しては、人権オンブズパーソンが全ての学校等に訪問するのは困難であることから、人権オンブズパーソンを紹介する広報物を作成することが有効と考えられる。

なお、川崎市のWebサイトには「人権オンブズパーソンってどんな人？」というページがあり、氏名、役職、就任時期、メッセージが記載されているが、これでは不十分である。当該ページ自体子どもが検索しなければたどりつけないものであるし、記載内容としても、顔写真さえなく人となりを知れるものではなく、「こんなこと相談してもいいのかな」「怒られたりしないかな」「保護者に知られないかな」「話を聞いてそれで終わりなのかな」等の子どもが抱く不安を払拭するものとはなっていない。

例えば、人権オンブズパーソンはどのような役割か、どのようにして相談ができるか、人権オンブズパーソンには何ができるか等をイラストも含めて知らせるとともに、顔写真も添えて人権オンブズパーソンの人となり分かるような趣味や好きなものなどを記載した広報物によって親近感を持ってもらうことが考えられる。

③について、人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソン及び専門調査員が学校等を訪問して、いじめ等の権利侵害事例を踏まえて子どもの人権に関する話をし、同制度の周知を行うものであり、直接話を聞くことによって、子どもが人権に関する理解を深めやすくなると考えられ、評価できる。また、同教室は、令和4（2022）年度は、小学校7校、中学校4校、児童養護施設3施設で実施され、全体で延べ2,021人が参加しており、令和元（2019）年と比べると参加者も500人以上増加しており、一定の成果を上げている。今後は実施校・実施施設を増やす等により一層の活動を期待する。

**推進施策（24）** 関係機関の連携のもと、子どもの権利侵害の特性に配慮した相

談及び救済を行うものである。具体的な取組としては、教育委員会事務局、こども未来局、及び区役所の各機関による、「24時間子供 SOS 電話相談」のような電話での相談や、児童相談所での相談等の対面を含む相談、LINE 及びメールを用いた様々な相談窓口の設置運営が挙げられる。

相談事業に関しては、様々な手段で、様々な内容に対応した窓口が設置されており、権利侵害の特性に配慮した対応が行われている点は評価できる。また、現在行われているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの定期配置・定期巡回の増加についても評価できる。

他方、これはどの相談事業にも共通するが、各種相談窓口が、子どもの相談先として十分活用されているかという点には疑問が残る。上記子どもオンブズパーソンへの①に関する指摘と同様に、相談担当者に親近感をもってもらうための取組が重要となる。また、各種相談窓口が分かれていることによって、どこに相談したらいいか分からないという事態が生じているとも考えられるため、各窓口を統括して、子どもの相談内容を共有し、俯瞰的に相談の状況を観察したり、各相談窓口の連携を強化したりするような部署を設けることも期待される。「誰にも相談できない」という子どもをなくせるよう、各種相談窓口が子どもにとって身近になるような取組が必要である。

相談窓口に関する広報としては、「24時間子供 SOS 電話」の案内カードの全市立小学校児童への配布や、川崎市ホームページ上のこどもページにおける、相談窓口の情報の発信、多摩区役所の「多摩区こそだて web」における地域のニーズに合わせた相談窓口情報の発信等がなされており、精力的な啓発活動として評価できる。もっとも、既存の案内カードは文字情報が多く、子どもにとってはとっつきにくい印象を与えていると考えられる。上記子どもオンブズパーソンへの②に関する指摘と同様の観点で、子どもが相談しやすくなるような広報活動を期待する。

### 〔今後の方向性〕

子どもが困ったり悩んだりしたときに気軽に相談しやすいよう、より一層の周知をしていきます。

時代に即した子どもの状況に合わせて、子どもに伝わりやすく、親しみを持ってもらえるよう、広報や周知など工夫をし、相談機関の利用促進を強化していきます。

## 2 重点的取組の状況等

**重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組**

## 〈該当する取組〉

## 推進施策(9)-⑯

要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

## 推進施策(9)-⑰

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場の訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を整備するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。

## 推進施策(9)-⑱

各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

## 推進施策(11)-㉑

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

## 推進施策(11)-㉒

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

## 推進施策(12)-㉓

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

## 推進施策(12)-㉔

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。

## 推進施策(12)-㉕

学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。



### 〈取組状況〉

虐待・体罰、いじめの防止及び救済の取組について、行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

#### 〔推進施策 9-⑯について〕

○要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と情報共有、役割分担、支援計画等の協議を行い、虐待の早期発見や、適切な支援や保護を行える地域ネットワークを作りました。

○育児に悩みを抱えている母親を対象に、グループミーティングを実施し、虐待の未然防止や重症化防止に努め、関係機関との連携強化をしました。

#### 〔推進施策 9-⑰について〕

○虐待の通告のみならず、子育ての不安や悩みの相談援助を通して、虐待の早期発見及び対応をしました。

#### 〔推進施策 9-⑱について〕

○人権オンブズパーソンでは、相談者の状況を把握し、寄り添って問題解決を図りました。また、関係機関と連携し、救済申し立てに関する調査等をしました。

○スクールカウンセラーを市立小・中・高等学校へ定期配置し、子どもや保護者からの相談体制の充実を図りました。

#### 〔推進施策 11-㉑について〕

○保育所の園長を含む職員を対象として、子どもの権利に関する研修を開催し、子どもの権利に対する理解を深めることができました。

○子どもに関わる職員を対象に、職場の状況に応じた研修を開催しました。オンラインを併用し多くの参加者への講演だけでなく、少人数でのグループワークを取り入れた研修を実施し、日常の業務で子どもの権利をどのように意識するべきかを考えあうことができました。

○体罰及び、不適切な指導に対する未然防止策として校内研修を実施しました。また、人権尊重を意識した児童・生徒同士の信頼関係づくりについて指導能力の向上を図ることができました。

#### 〔推進施策 11-㉒について〕

○相談カード「ひとりで悩まないで」を作成し、毎年学校や関係機関で配布しました。また、2次元バーコードを付けることで、子どもたちにとって使いやすくなるよう工夫できました。

○ニーズの高い地域にスクールワーカーを増員し、全市で 11 名配置しました。支援を求める子ども及び保護者に対し、学校や家庭への訪問での相談や支援をしました。また、関係機関との連携により課題解決に努めました。

#### 〔推進施策 12-㉓について〕

○各学校で、「子どもの権利に関する週間」を中心に、権利学習資料を活用した学習をしました。また、その様子を保護者や地域住民にも参観してもらうなどして、子どもの権利についての理解を深めることができました。

○人権尊重教育担当者研修において、指導方法等の具体例を共有し、子どもの権利学習を計画的に推進しました。

[推進施策 12-⑳について]

○校長を含む教職員やスクールカウンセラーが、虐待やいじめについての研修を通して、育ち・学ぶ施設での、子どもの人権尊重教育の意識の向上及び、子どもと権利について一緒に考えることにつながりました。

[推進施策 12-㉑について]

○子どもが安心して相談でき、救済申し立てができる人権オンブズパーソン制度について、カード配布による啓発を子どもや保護者にしました。また、専門調査員が学校等を訪問し、制度などを紹介することで、認知度の向上につながりました。

○地域包括ケアシステムのもと、各区地域みまもり支援センターと、関係機関等が連携し、支援を必要とする子どもやその家庭に迅速かつ丁寧に対応することができました。

○一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を、支援教育コーディネーターが中心となって行い、子どもや保護者が安心して相談できる窓口になっています。必要に応じて、関係機関と連携し適切に支援しています。

### 〈総合評価〉

上記のような取組等を通して「重点的取組1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」を推進することに寄与しました。具体的には以下のような成果につながりました。

要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待の早期発見や、適切な支援・保護が行える地域ネットワークづくりや、悩みを抱える親に対し、関係機関と連携して虐待の未然防止・重症化防止に努めました。

スクールカウンセラーを市立小・中・高等学校に定期配置することで、子どもや保護者が相談しやすい体制を充実させました。

子どもに関わる職員に対して、子どもの権利に関する研修や、体罰防止に関する研修を実施し、日常業務の中で、子どもの権利をどのように意識するべきかを考え合い、体罰等の未然防止につながりました。

スクールワーカーを全市 11 名に増員し、ニーズの高い地域でも、子どもや保護者に対し支援をすることができました。

支援教育コーディネーターが一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことで、子どもや保護者が安心して相談することができています。

### 〈委員会の意見〉

虐待・体罰、いじめの防止及び救済の取組に関しては、単発的なイベントや研修又は目立った特別の取組だけが求められるのではなく、目の前の一人ひとりに対して、子ども目線で、丁寧に向き合い、組織として対応していくことが求められる。

重点でありながら、コロナ禍によりD評価となっている事業については、むしろコロナ禍であったからこそ、やり方を工夫して実施すべきであったのではなかったかと考える。特に、2年間連続実施しなかった、体罰・いじめ防止の指導能力向上を目的とする「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」は、教職員が子どもの権利についての知見を高める必要性は高く、リモート等の手法を駆使してでも実施すべきであったと考える。

事業の毎年の実施状況・成果・課題の記述について、具体性の記述に乏しい事業が多く、成果を評価し難い状況である。子どもの権利を実現する環境を向上させようとするのであれば、抽象的な理念をどう具体的に実施しているのか、視点や基準を所管課や担当者が有し、具体的実施事実（エビデンスや効果測定）を書き込むことで、PDCA 評価ができる。少なくとも重点取組としたということは、その事業の実施状況・成果について具体的な書き込みが求められる。そして、そのことが全庁的に共有されることを求める。

虐待・体罰、いじめの防止及び救済の取組に係る該当事業の更なるレベルアップを望まれる。

### 〔今後の方向性〕

虐待・体罰・いじめ防止等の取組については、イベントや研修も継続しつつ、個々の問題解決に向けて、対応できるよう仕組みづくりについて検討していきます。

教職員が、子どもの権利についての知識を深めることは、重要であることを再認識し、研修の開催方法や内容について検討し、学校等で子どもの権利の視点が活かされるよう取り組みます。

実施状況等の記述については、それぞれの事業がどのように子どもの権利保障につながっているのか、各所管課に再認識してもらうことで、今後の事業に活かせるよう、働きかけていきます。

## 重点2 子どもの参加を支援する取組

### 〈該当する取組〉

#### 推進施策(17)-⑳

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

#### 推進施策(17)-㉑

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

#### 推進施策(17)-㉒

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などホームページ等を通じて提供します。

#### 推進施策(18)-㉓

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。

#### 推進施策(18)-㉔

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

#### 推進施策(22)-㉕

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会など子どもが構成員として参加する会議体を組織し、施設運営等に反映されるよう努めます。

### 〈取組状況〉

子どもの参加を支援する取組について、行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

#### 〔推進施策(17)-⑳について〕

○川崎市子ども会議では、新たに「カワサキ☆U18」を開催し、単発的に参加することで、より多くの子どもが参加できるようになりました。また、行政区子ども会議や中学校区子ども会議では、感染症対策のため、活動に大きな影響がありましたが、地域で子ども参加を保障するための検証を進めることができました。

## 〔推進施策(17)-⑳について〕

○子どもが地域で、社会体験等ができるよう、様々な取組を実施することができました。令和2（2020）・3（2021）年については、感染症対策の影響により、実施できない事業もありましたが、オンラインや、自宅で体験できるように工夫をして、子どもに体験してもらうことや、子どもが社会に参加する機会を設けました。

## 〔推進施策(17)-㉑について〕

○子ども向けのイベントや、各部署の取組などについて、子どもにわかりやすいよう工夫したウェブサイトを作成し、情報提供することができました。

## 〔推進施策(18)-㉒について〕

○川崎市子ども会議では、いくつかのテーマを設けて、定例の会議で自発的・自主的に検討し、その結果を市長に報告することができました。また、サポーターも研修やOJTを通してスキルアップし、子どもたちが安心して自分の意見が言えるよう取り組んでいます。

## 〔推進施策(18)-㉓について〕

○子ども会議推進委員会と子ども会議担当者会議を開催し、各子ども会議の情報交換や子どもを取り巻く課題などについて情報共有することで、各子ども会議が連携し、子どもの意見表明の充実につなげることができました。

## 〔推進施策(22)-㉔について〕

○子ども夢パークやこども文化センター・わくわくプラザにて、運営や企画について、子どもたちが自主的に関わられるよう、子ども会議や子ども運営委員会を実施し、子どもの意見が反映されています。

## 〈総合評価〉

上記のような取組等を通して「重点的取組2 子どもの参加を支援する取組」を推進することに寄与しました。具体的には以下のような成果につながりました。

令和2（2020）・3（2021）年度においては、多くの施設・イベント等で、感染症対策のために、同じ場所に集う企画の開催に大きな影響がありました。その中でも、自宅でオンライン参加できる工夫や、自宅に書面やキットを郵送するなどの工夫をしながら、子どもの参加を支援することができました。

また、多くの子どもの参加・意見表明の権利を保障するため、「カワサキ☆U18」を新たに開催し、単発的な参加でも、意見が言えるような取組ができました。

### 〈委員会の意見〉

基本的には、子どもの参加を支援する取組について、事業数の観点から評価するのであれば、非常に数多くの事業が展開されている（子どもページなどの工夫もなされている）ことが評価できる。

しかし、数多くの情報が提供されてはいるが、それらは、それぞれ所管課の事業が単にホームページ等で紹介されているに過ぎず、重点取組としての「子どもの参加を支援する取組」につながっているのかはわからない。

また、子ども参加を前提としての情報提供がなされたとしても、子どもが実際に参加することや参加した後の感想として、本年度の子どもたちからのヒアリングによれば、十分に自分たちの意図が汲まれなかったとの感想も述べられた。

子どもの参加を支援することは、子どもに十分な情報提供を行うだけでなく、その情報の取捨選択の支援、参加事業に関しての不満や苦情等に対する改善を含めた変更等の働きかけの意見表明権等が与えられること、参加することは自分の権利であり、子ども一人ひとりが主体的存在であることが認識されること、こうした一連の過程全体を支援することが求められる。

子ども参加の支援の取組の成果と課題、事業遂行の視点として求めたい。

### 〔今後の方向性〕

参加する子どもの人数だけでなく、参加した子どもに参加した意義や達成感を感じてもらえるような取組を検討していきます。

子どもが主体的に、自主的に参加できる取組を充実させるため、子どもの意見を取り入れながら検討をしていきます。

## 委員会付記

子どもの権利委員会では、これまで所管課の取組及び自己評価に対して、主に提出された、本報告書添付の各年度実施状況に書かれた文字情報をもとに判断し、評価を行ってきた。

しかし、近年の所管課による自己評価は、「～を行った」「〇回開催した」「連携した」等の行政側の行為を基準とした回答が多く、また数年来変わっていない自己評価も決して少なくはない。主体である子どもに及ぼす効果測定の見点からの自己評価が非常に少ないため、子どもの権利委員会と所管課とのやり取りが単なる事務仕事になっていないか危惧の念をもつ旨の意見が当委員会の総意である。

子どもの権利委員会に対して、事業の実施状況等の情報共有・説明と、それに対する子どもの権利委員会からの評価は、川崎市の子ども施策が真に子どもの幸せに繋がっているのか、という根本的なやり取りであることが共有され、再構築されることを求める。

今後、子どもの権利に関する行動計画の自己評価を見て、子どもの権利委員会が評価しやすいよう、所管課の自己評価や実施状況の記述が、より具体性のある内容になるよう問題提起をしておきたい。

